

○公益財団法人吹田市文化振興事業団評議員選定委員会運営規程

制 定 平 26.5 .1 規程 122

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人吹田市文化振興事業団（以下「事業団」という。）定款第14条第4項の規定に基づき、評議員を選任するために事業団が設置する評議員選定委員会（以下「選定委員会」という。）の運営に関する必要事項を定めることを目的とする。

(選定委員会委員)

第2条 選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成し、うち1名を選定委員会委員の互選により議長とする。

2 選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 事業団又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、三親等内の親族、使用人（過去に使用人となったことがある者を含む。）

3 選定委員会委員は、理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

(招集)

第3条 選定委員会は、理事長が招集する。

(選任方法)

第4条 選定委員会は、理事会の推薦に基づき提出された評議員各候補者案について審議する。

(情報提供)

第5条 理事長は、選定委員会における前条の審議に当たり、次に掲げる情報を提供しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者と事業団及び事業団の理事、監事及び評議員との関係
- (4) 兼職状況その他当該候補者に関する情報

(決議)

第6条 決議は、選定委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(議事録)

第7条 選定委員会は議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した選定委員会委員の全員が記名押印しなければならない。

(報酬)

第8条 選定委員会委員のうち評議員及び外部委員が選定委員会に出席したときの報酬の額は、役員及び評議員の報酬等に関する規程に定められた支給額を報酬として支給する。

附 則(平26.5.1 規程122)

この規程は、平成26年5月1日から施行する。